

医薬品販売業許可更新申請書

事 項	店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業又は特例販売業の許可を更新しようとするとき
根拠法令	法律 第24条、第38条、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第8条、第14条 施行令 第44条、第57条 施行規則 第142条、第149条、第155条 施行細則 第6条
提出部数	保健所設置市以外の県内の配置販売業及び卸売販売業：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所） 保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業及び特例販売業：1部（保健福祉事務所） 保健所設置市内の県内の配置販売業、卸売販売業及び薬種商販売業：2部（1部薬事管理課、1部長野市保健所又は松本市保健所） 県外の配置販売業：1部（薬事管理課） 保健所設置市内の店舗販売業及び特例販売業：1部（長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	1. 医薬品販売業許可証の原本 2. 特例販売業にあつては、品目表（2部）
手数料	配置販売業、卸売販売業及び薬種商販売業並びに保健所設置市以外の店舗販売業及び特例販売業：11,900円（長野県収入証紙） 長野市内の店舗販売業及び特例販売業：11,000円（現金） 松本市内の店舗販売業及び特例販売業：11,100円（現金）
その他	1. 配置販売業（既存配置）については、添付書類として品目表の提出を求めないが、更新後の許可証は、許可証と品目表を知事印で割印したものを交付する。 2. 配置販売業（新配置）は次頁の様式を、配置販売業（既存配置）は次々頁の様式を使用する。 3. 許可証を紛失した場合、再交付申請手続きを併せて行う。

医薬品販売業許可更新申請書

許可番号及び年月日			
店舗又は営業所の名称			
店舗若しくは営業所の所在地又は営業の区域			
変更内容	事項	変更前	変更後
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
申請者に責任を有する役員(法人にあつては、薬事に関する業務に欠格条項を含む。)の氏名	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により医薬品販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	医薬品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考			

上記により、
店舗販売業
配置販売業 の許可の更新を申請します。
卸売販売業

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

長野県知事
 市長

殿

医薬品販売業許可更新申請書

許可番号及び年月日			
店舗又は営業所の名称			
店舗若しくは営業所の所在地又は営業の区域			
変更内容	事項	変更前	変更後
申請者（法令第五十条に規定する者を含む。）の欠格条項及び（法人にあつては、その業務を行う役員及び	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと	
	(2)	禁固以上の刑に処せられたこと	
	(3)	薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと	
	(4)	後見開始の審判を受けていること	
備考			

上記により、
配置販売業
薬種商販売業 の許可の更新を申請します。
特例販売業

年 月 日

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

住 所 〒

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

氏 名

長野県知事
市長

殿